

令和6年第2回竜王町議会定例会（第1号）

令和6年5月13日

午後1時00分開会

於 議 場

1 議 事 日 程（第1日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第30号 専決処分につき承認を求めることについて
(竜王町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 4 議第31号 専決処分につき承認を求めることについて
(竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 議第32号 竜王町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第33号 令和6年度竜王町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議第34号 令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第 8 議第35号 令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）
- 日程第 9 議第36号 竜王町固定資産評価員の選任について
- 日程第10 竜王町選挙管理委員会委員および同補充員の選挙について
- 日程第11 議員派遣について

2 会議に出席した議員（12名）

1番	中村 匡希	2番	三宅 政仁
3番	若井 政彦	4番	大橋 裕子
5番	鎌田 勝治	6番	橋 せつ子
7番	澤田 満夫	8番	磯部 俊男
9番	内山 英作	10番	森島 芳男
11番	山田 義明	12番	小西 久次

3 会議に欠席した議員（なし）

4 会議録署名議員

2番	三宅 政仁	3番	若井 政彦
----	-------	----	-------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	西田 秀治	教育委員会教育長	甲津 和寿
副町長	杼木 栄司	総務主監	凶司 明德
住民福祉主監	川嶋 正明	産業建設主監	井口 清幸
会計管理者	寺本 育美	総務課長	町田 啓司
未来創造課長	岩田 宏之	中心核整備課長	森 徳男
税務課長	奥 敏和	生活安全課長	富田 尚弘
住民課長	臼井由美子	福祉課長	中原 江理
健康推進課長	野村 博嗣	自立支援課長	小森久美子
農業振興課長	中島 孝之	商工観光課長	西村 忠晃
建設計画課長	中西 政也	上下水道課長	越智 裕彰
教育次長兼	森岡 道友	学校教育課長	安食 敬
教育総務課長			
生涯学習課長	山中 知樹		

6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	寺嶋 要	書 記	井村奈緒美
--------	------	-----	-------

開会 午後1時00分

○議長（小西久次） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は12人です。よって、定足数に達していますので、これより令和6年第2回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入る前に、町長より発言の申出がありますので、これを認めることにいたします。

西田町長。

○町長（西田秀治） 皆さん、こんにちは。令和6年竜王町議会第2回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、本定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席いただき厚くお礼を申し上げます。

4月もあっという間に過ぎ、初夏の日差しに若葉が光り輝く季節となりました。

さて、先日のこととはなりますが、ゴールデンウィークは天候に恵まれまして、5月1日には弓削の火祭り、また、5月3日にはケンケト祭り長刀振り、5月5日には節句祭が各地域で行われました。これらのお祭りが地域の方々の手によって今日まで受け継がれてきましたことに多大なる敬意を表するとともに、今後とも我が町が誇る伝統・文化の魅力発信に励んでまいりたいと思います。

次に、新年度がスタートし、各事業に着手したところでございます。令和6年度の主要な事業といたしまして、「新たなまちづくりとしてコンパクトシティ化構想」、「新たなこども政策」、「スポーツクライミング競技の適切な運営準備」、「町制施行70周年事業準備」等を着実に推進するとともに、「耕・畜・工の連携によるバイオマス資源の循環の実現」や「カーボンニュートラルの取組」、さらには「デジタル田園都市国家構想」等についてもチャレンジし、新しいまちづくりに取り組んでまいります。

次に、本定例会では、補正予算といたしまして、令和6年分の所得税及び個人住民税において定額減税が実施され、その中で定額減税しきれないと見込まれる方に対する調整給付及び低所得世帯に対する給付金事業、並びに新型コロナワクチンの定期接種に要する経費等につきまして、提案を申し上げますところでございます。

最後に、提案申し上げます案件につきまして慎重なる御審議を賜り、適切な御結論をいただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小西久次） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に議会諸般報告書、並びに竜王町議会会議規則第126条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしく願いいたします。

なお、説明は省略いたしますので、御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小西久次） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

竜王町議会会議規則第125条の規定により、2番 三宅政仁議員、3番 若井政彦議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長（小西久次） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月4日までの23日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月4日までの23日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議第30号 専決処分につき承認を求めることについて

（竜王町税条例の一部を改正する条例）

日程第 4 議第31号 専決処分につき承認を求めることについて

（竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 5 議第32号 竜王町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議第33号 令和6年度竜王町一般会計補正予算（第1号）

日程第 7 議第34号 令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

**補正予算（第1号）**

**日程第 8 議第 35号 令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）**

**補正予算（第1号）**

**日程第 9 議第 36号 竜王町固定資産評価員の選任について**

○議長（小西久次） 日程第3 議第30号、専決処分につき承認を求めることについてから日程第9 議第36号、竜王町固定資産評価員の選任についてまでの7議案について、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま上程いただきました、議第30号から議第36号までの各議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第30号、竜王町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、本条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、その一部が令和6年4月1日から施行されることに伴い、竜王町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分したものでございます。

主な内容といたしましては、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除に係る規定の追加、町民税、固定資産税及び特別土地保有税につきまして、職権による減免を可能とする規定の追加、能登半島地震災害の損失金額について令和5年所得において雑損控除特例が適用できるものとする規定の追加等の改正でございます。

次に、議第31号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、本条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分したものでございます。

主な内容といたしましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ、均等割及び平等割の5割及び2割軽減措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し等の改正でございます。

次に、議第32号、竜王町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例につきましては、退職報償金の支給基礎となる階級について、退職時の階級ではなく、在職中に1年以上就いた上位の階級を支給基礎とするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第33号、令和6年度竜王町一般会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が91億円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ1億7,769万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億7,769万4,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、令和6年度においても物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されることから、これを活用して低所得世帯に対する支援として、一世帯当たり10万円の給付事業等を実施するものでございます。また、新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、国による助成金を活用して予防接種事業を実施するものでございます。

次に、議第34号、令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が12億5,210万円でございます。この総額に歳入歳出それぞれ1,268万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,478万9,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容としましては、歳出補正予算におきましては、国民健康保険制度の改正に伴うシステム改修委託料及び保険給付費等交付金普通交付金令和6年2月診療分の額の確定による返還金を増額するとともに、歳入補正予算におきましては、システム改修に要する費用の一部について県からの特別交付金を増額するとともに、保険給付費等交付金普通交付金の返還分について、普通交付金剰余金として国保連合会から受けるため増額するものでございます。

次に、議第35号、令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）につきまして、歯科におきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が5,600万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ277万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ5, 877万2, 000円とさせていただくものでございます。  
補正予算の主な内容といたしまして、歳出補正予算におきましては、竜王町歯科診療所に設置のレントゲン画像観察関連システムにおいて動作不良が認められることから、機器の買替えを行うための増額であり、歳入補正予算におきましては、歯科診療所に設置の医療機器の買替えについて、竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）で交付を受けた県補助金額を施設勘定に繰入れするものでございます。

次に、議第36号、竜王町固定資産評価員の選任につきましては、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価員は、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、町長が行う評価額の決定を補助するため、町に設置することとなっております。

固定資産の評価につきましては、御承知のとおり固定資産評価補助員による適正な実地調査を受けて、これに基づきまして固定資産評価員が評価調書を作成し、町長に提出することとなっております。

固定資産税の課税は、固定資産を評価し、その適正な時価を求めることになることから、固定資産評価員は専門的な知識を有することが求められるため、税務担当課長を選任しておりますが、令和6年4月1日付けの人事異動によりまして、現任の中島孝之氏から後任の奥 敏和氏を固定資産評価員として新たに選任いたしたく御提案申し上げますので、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては定めはございません。

以上、議第30号から議第36号までの各議案につきまして、提案理由を申し上げたところでございますが、議第33号につきましては、詳細について担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** 町田総務課長。

**○総務課長（町田啓司）** ただいま町長から、議第33号、令和6年度竜王町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明があったところでございますが、さらにその内容について、お手元配付の提出議案説明資料33ページの令和6年度5月補正予算概要により説明させていただきます。

主な歳出から説明させていただきます。

調整給付金事業としましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、所得税や住民税の納付額が少なく、定額減税が満額しきれない方への給付金9, 197万円を増額するとともに、本事業の実施に伴う事務経費118万8,

000円及びシステム改修業務委託料188万9,000円を増額するものでございます。

次に、給与システム変更業務委託料124万2,000円の増額につきましては、令和6年度の児童手当制度の改正に伴う給与システムの変更業務委託料でございます。

次に、庁内ネットワーク再構築整備監理業務委託料38万4,000円及び庁内ネットワーク再構築整備業務委託料374万円の増額につきましては、総合庁舎1階事務室等の改修工事に当たって必要となる、庁内ネットワークの再構築整備に係る費用でございます。

次に、町有地売却に伴う土地鑑定手数料133万8,000円の増額につきましては、滋賀竜王工業団地内及び鶴川地先の町有地売却に伴う土地鑑定手数料でございます。

次に、地域おこし協力隊員報償費161万円及び事業委託料116万6,000円の増額につきましては、竜王町バイオマス産業都市構想を掲げるプロジェクトを進めるに当たり、バイオマスの活用促進、さらには農業振興を図ることを目的に、地域おこし協力隊1名分の活動費用として増額するものでございます。

次に、ふるさと納税初期手数料275万円の増額につきましては、ふるさと納税のさらなる寄附額の増加を目標に、新たにポータルサイトを活用するに当たって必要な初期手数料でございます。

次に34ページに移りまして、戸籍システム改修業務委託料163万3,000円の増額につきましては、氏名の振り仮名法制化対応に係る本人通知に必要なデータ抽出機能を戸籍システムに実装するための改修業務委託料でございます。

次に、住民課敷設ネットワーク配線移設業務委託料99万円の増額につきましては、総合庁舎1階事務室等の改修に当たって、住民課に敷設の住民基本台帳システム等の端末及びネットワーク配線の移設業務委託料でございます。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業としましては、令和6年度に新たに住民税非課税または均等割のみ課税の世帯を対象に、一世帯当たり10万円の現金給付、さらに、住民税非課税世帯の世帯員のうち、18歳以下の子どもを対象に1人当たり5万円の現金給付を行うため、給付金1,950万円を増額するとともに、本事業の実施に伴う事務経費9万9,000円及びシステム開発業務委託料179万2,000円を増額するものでございます。

次に、ふれあいプラザ修繕費40万7,000円の減額及びふれあいプラザエ



エアコン更新工事費（鶴川ふれあいプラザ）64万9,000円の増額につきましては、鶴川ふれあいプラザのエアコンが故障したことに伴い、当初予算に計上しておりました修繕費の一部を工事費に組替えをした上で、工事費を増額するものでございます。

次に、新しい老人クラブ創造推進員設置補助金24万円の増額につきましては、本事業における県の補助金基準額が増額されたことから、当初予算に計上しておりました額との差額24万円を増額するものでございます。

次に、介護保険制度改正に伴うシステム改修業務委託料147万円の増額につきましては、介護保険制度の8月改正に伴う介護保険システムの改修業務委託料でございます。

次に、保育士等奨学金返還支援事業費補助金36万円の増額につきましては、交付対象者の増加に伴い増加するものでございます。

次に、児童手当システム改修業務委託料538万4,000円の増額につきましては、令和6年度の児童手当制度の改正に伴う児童手当システムの改修業務委託料でございます。

次に、予防接種事業としましては、今年の秋に供給される新型コロナウイルスワクチンの価格が国から示されたことから、ワクチン接種委託料3,038万1,000円を増額するとともに、事務経費28万4,000円を増額するものでございます。

次に、青年就農支援助成金675万円の増額につきましては、新たに経営を開始する際に必要な資金や機械等の導入費用を補助するものについて、新たに2名が本事業の対象となったことから増額するものでございます。

次に、集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金75万7,000円の増額につきましては、集落営農組織の継続的な発展のための体制確立及び収益性の改善を図る経営体に対し、資材費や機械導入の補助を行うものでございまして、今年度から新たに採択される団体があること、さらに、3月の事業要望調査において、施設の追加や型式の変更等があったことから増額するものでございます。

次に、土地改良登記事務委託料10万円の増額につきましては、県営ほ場整備事業における誤謬事案により、地積更正が必要となったことによる登記事務委託料でございます。

次に、学校教育振興事業調査協力者報償費10万円の増額につきましては、フリースクール等を含む民間施設の利用者のうち、不登校児童生徒と保護者を対象

とした調査を県と市町が共同で実施するに当たって、本調査の協力者に対する報償費を増額するものでございます。

次に、竜王西小学校修繕費 30 万円の増額につきましては、同小学校における漏水対応に要する修繕費の支出を補填するものでございます。

次に、学校運営協議会補助金 16 万円の減額及び学校教育振興事業講師謝金等 16 万円の増額につきましては、本協議会の実施主体が町であることを鑑み、歳出予算の当該補助金を減額し、報償費、旅費、需用費をそれぞれ増額する予算に組替えを行うものでございます。

続きまして、歳入補正予算の主なものにつきまして説明させていただきます。

33 ページを御覧ください。

主な歳入から説明いたします。

国庫支出金について、新型コロナウイルスワクチン接種費助成金 1,909 万円の増額につきましては、今年度実施予定の予防接種に対する国の補助分でございます。

次に、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 163 万 3,000 円の増額につきましては、戸籍システムの改修費用に対する国の補助分でございます。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1 億 1,147 万円の増額につきましては、定額減税が満額しきれない方への調整給付金及び低所得者世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業に要する給付金に係る国の交付分でございます。

次に、消防団設備整備費補助金 313 万 9,000 円の減額につきましては、消防団員の活動服及び小型ポンプの購入について、国の補助を想定しておりましたが、不交付の決定がなされたことから減額するものでございます。

次に、県支出金について、保育士等奨学金返還支援事業費補助金 18 万円の増額につきましては、保育士等奨学金返還支援事業の対象者への補助に対して県から 2 分の 1 が補助されるため、増額するものでございます。

次に、老人クラブ活動費補助金 8 万円の増額につきましては、新しい老人クラブ創造推進員設置事業における県の補助基準額の変更に伴い増額するものでございます。

次に、介護保険事業費補助金 73 万 5,000 円の増額につきましては、介護保険制度の 8 月改正に伴う介護保険システムの改修費用に対する県の補助分でございます。

次に、集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金75万7,000円の増額につきましては、集落営農組織の継続的な発展のための体制確立及び収益性の改善を図る経営体の資材費や機械導入への町補助に対する県の補助分でございます。

次に、新規就農者育成総合対策事業費補助金675万円の増額につきましては、新たに経営を開始する際に必要な資金や機械等の導入費用への町補助に対する県の補助分でございます。

次に、不登校対策調査協力補助金10万円の増額につきましては、不登校対策調査に御協力いただいた保護者等に対する報償費への県の補助分でございます。

次に、その他といたしまして、個人町民税現年課税分5,284万6,000円の減額及び地方特例交付金5,284万6,000円の増額につきましては、定額減税における個人の町民税を減額するとともに、その減税分が国から地方特例交付金で補填されることから、増額するものでございます。

次に、財政調整基金繰入金3,792万9,000円の増額につきましては、今回の補正予算に伴う一般財源所要額に係る財政調整基金からの繰入れ分でございます。

次に、消防防災設備整備事業債210万円の増額につきましては、小型動力ポンプ整備事業について、国による補助が不交付になったことに伴い、必要経費の一部に起債を充てることとしたため増額するものでございます。

以上、令和6年度竜王町一般会計補正予算（第1号）の内容説明といたします。

○議長（小西久次） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 竜王町選挙管理委員会委員および同補充員の選挙について

○議長（小西久次） 日程第10 竜王町選挙管理委員会委員および同補充員の選挙についてを議題といたします。

竜王町選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が令和6年7月21日をもって満了しますので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき選挙をするものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決

定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することにいたしました。

それでは、指名いたします。

まず最初に、竜王町選挙管理委員会委員に、（個人情報のため、一部秘匿）村上武司氏、（個人情報のため、一部秘匿）神田松雄氏、（個人情報のため、一部秘匿）楠本恭久氏、（個人情報のため、一部秘匿）関川玲子氏。

以上の方を指名いたします。

ただいま、議長において指名いたしました方を、竜王町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方が竜王町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、同補充員について指名いたします。

竜王町選挙管理委員会委員補充員に、第1順位、（個人情報のため、一部秘匿）澤井康夫氏、第2順位、（個人情報のため、一部秘匿）古株治美氏、第3順位、（個人情報のため、一部秘匿）竹内國廣氏、第4順位、（個人情報のため、一部秘匿）仲川 昇氏。

以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました方を、竜王町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方が竜王町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

なお、竜王町議会会議規則第33条第2項の規定による告知は、後日、当選人に文書で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 1 1 議員派遣について

○議長（小西久次） 日程第 1 1 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

竜王町議会会議規則第 1 2 6 条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思いをします。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思いをしますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

散会 午後 1 時 3 3 分